

議事要旨(1) セグメント情報開示専門委員会における検討状況について

冒頭、新井常勤委員（専門委員長）より、セグメント情報開示専門委員会では、セグメント情報等の四半期財務諸表における取扱いについて検討しており、次回の企業会計基準委員会において公開草案の公表に向けた議決を予定している旨が説明された。引き続き、高津研究員より、「四半期財務諸表に関する会計基準」及び同適用指針の改正案（新旧対照表）並びにコメント募集について、5月30日の委員会以降の修正点を中心に説明がなされた。事務局からの説明の後、委員からは主に次のような発言があった。

（報告セグメントの利益合計額と四半期損益計算書の利益計上額の差異調整の開示について）

- ・ 文案では、開示すべき項目は「報告セグメントの利益（又は損失）の合計額と四半期連結損益計算書の利益（又は損失）計上額の差異調整に関する主な事項及びその概要」とあり、この規定では、「主な事項」と「その概要」の2つが必ず開示すべき項目となっている。一方、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」では、「その概要」までは必須の開示項目とは扱われていない。四半期財務諸表においても年度の財務諸表と同じような定め方を検討すべきである。

（適用時期について）

- ・ 適用時期の第1案（平成22年4月1日以降開始する年度から適用）と第2案（平成23年4月1日以降開始する年度から適用。ただし、平成22年4月1日以降開始する年度から早期適用可能。）について、第1案と第2案の相違点を確認したい。
これに対し事務局からは、適用時期に1年差を設けているのが大きな相違点であり、3月決算の会社の場合、第1案では平成22年6月末の第1四半期から開示することとなり、第2案では原則として平成23年6月末からとなるが、いずれの場合でも、年度末については「セグメント情報等の開示に関する会計基準」により、平成23年3月末から開示されることとなるとの回答がなされた。
- ・ この点については、別の委員からも、適用を1年遅らせることとなる第2案は、財務諸表作成者側から準備に時間を要するために要望されたものなのか確認が求められた。
これに対し事務局からは、第1案では適用初年度において四半期段階ではマネジメントアプローチに基づく比較情報が開示されないのに対し、第2案は四半期段階からマネジメントアプローチに基づく比較情報も開示するという趣旨で提案されたものであるとの回答がなされた。また、専門委員会の審議では、財務諸表作成者側からは四半期と年度を一期通貫で開示する第1案を支持する意見があったとの回答

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

がなされた。

- ・ そのほか、別の委員からも第 1 案を支持する意見が述べられ、公開草案は第 1 案に基づくとされた。

これらの意見を踏まえ、引き続き、会計基準等の公開草案を検討することとされた。

以 上